

第 32 回

八雲町農業委員会総会議事録

日	時	令和 8 年 6 月 30 日（火）	午後 2 時 00 分
場	所	八雲町役場 3 階	議員控室

議事記録者	八雲町農業委員会	事務局	次長	南川	隆雄
-------	----------	-----	----	----	----

第 32 回八雲町農業委員会総会					
招集年月日	令和 8 年 6 月 30 日（火）				
招集の場所	八雲町役場 3 階 議員控室				
開閉会時間	開 会	午後 2 時 00 分			
	閉 会	午後 3 時 00 分			
出席状況	席順	職名	氏名	出欠	議事録署名委員
		会 長	日 野 昭	○	吉 田 英明
	14	職務代理	田 中 勉	○	田 中 勉
	1	委 員	佐々木尚志	○	事務局出席者
	2	〃	河 原 正憲	○	局 長 加 藤 貴 久 次 長 南 川 隆 雄 主 査 櫻 井 則 夫 主 任 高 松 桃 世 事 齊 藤 龍
	3	〃	本 間 毅	—	
	4	〃	安 藤 勉	○	
	5	〃	小 倉 潔	○	
	6	〃	舟 田 進一	○	
	7	〃	田 原 和子	○	
	9	〃	前小屋忠信	○	
	10	〃	片 山 伸雄	○	
	11	〃	佐 藤 正之	○	
	12	〃	小 林 貴樹	×	
	13	〃	吉 田 英明	○	
	日 程	日程 第 1	議事録署名委員の指名		
日程 第 2		八雲町農業委員会行事報告			
日程 第 3		報告 第 1 号 農地賃貸借の解約について			
日程 第 4		報告 第 2 号 農地移動適正化あっせんの結果について			
日程 第 5		議案 第 1 号 土地の現況証明について			
日程 第 6		議案 第 2 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について			
日程 第 7		議案 第 3 号 農地法第 3 条の規定による権利移動について			
日程 第 8		協議 第 1 号 農地移動適正化あっせんの申出について			
日程 第 9		報告 （１）農業者年金について （２）その他			

南川次長	委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、本総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 本日の会議の開催につきましては、八雲町自治基本条例の規定によりまして町ホームページで周知してございます。 また、会議については八雲町農業委員会会議規則の規定により全部公開としておりますので、よろしくお願いいたします。 本日の傍聴人の方は、現在のところおりません。 委員総数 13 名のうち出席者 12 名であり、「農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項」の規定に基づき、この会議は成立していることを、ご報告申し上げます。また、申請者からの申出等により、議案内容に一部変更が生じたため、差替資料及び追加議案を机上により配布させていただいている旨、ご了承願います。それではこれより、会議規則により会長が議事進行いたします。会長よろしくお願いします。 日程第 1 議事録署名委員の指名
日野会長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、本日の議事録署名委員に、吉田委員、田中委員を指名します。 日程第 2 八雲町農業委員会行事報告
日野会長	日程第 2、八雲町農業委員会行事報告について、事務局より報告願います。
高松主任	議案書 2 ページをご覧ください。 5、6 月分の八雲町農業委員会の行事を報告いたします。 (議案書を朗読し報告)
日野会長	ただいま事務局より行事報告がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)
日野会長	質疑は無いようですので、行事報告を終わります。 日程第 3 報告 第 1 号 農地賃貸借の解約について
日野会長	日程第 3、報告第 1 号、農地賃貸借の解約について、事務局より報告願います。
斉藤主事	議案書 3 ページをご覧ください。 報告第 1 号、農地賃貸借の解約について報告します。 今月は 5 件です。

	(議案書を朗読し報告)
日野会長	ただいま事務局から報告がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。
	(質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。
	日程第4 報告 第2号 農地移動適正化あっせんの結果について
日野会長	日程第4、報告第2号、農地移動適正化あっせんの結果について、事務局より報告願います。
斉藤主事	議案書の6ページをご覧ください。 報告第2号、農地移動適正化あっせんの結果について報告します。 今月は3件です。 (議案書を朗読し報告)
日野会長	ただいま事務局から報告がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。
	(質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。
	日程第5 議案 第1号 土地の現況証明について
日野会長	日程第5、議案第1号、土地の現況証明について、事務局より提案願います。
斉藤主事	議案書9ページ及び追加資料をご覧ください。 議案第1号、土地の現況証明について決議を求めます。 今月は4件です。 (議案書を朗読し提案)
日野会長	それでは決議に入りますが、本日は委員に関係する案件がありますので、委員の一時退室につきましては、議長の指示があつてからお願いいたします。
日野会長	まず、1番の決議を行いますので、舟田委員は一時退室をお願いいたします。 調査委員長の田中委員、補足説明があればお願いいたします。

田中職務代理	事務局の説明のとおり、雑木等生えており、数十年使っていない土地で、一部平らな場所もありますが、湿地でトラクター等が入れる状態ではないので、非農地として認定しました。よろしくお願いします。
日野会長	ただいま調査委員長から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
日野会長	異議が無いようですので、原案どおり決定とします。 続いて、2番について、調査委員長の前小屋委員、補足説明があればお願いいたします。
前小屋委員	事務局の説明のとおり、雑木が生い茂っている場所、また、以前は畑として使っていたが、6～7、8年使っていないく、家庭菜園程度の規模ですので、非農地ということで判定しました。
日野会長	ただいま調査委員長から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
日野会長	異議が無いようですので、原案どおり決定とします。 続いて、3番、4番について、調査委員長の安藤委員、補足説明があればお願いいたします。
安藤委員	事務局からも説明がありましたが、傾斜もある程度きつく、作物も作ってもなかなか生育不良と言いますか、農地に向いていない状況でありますので、非農地ということで判定しました。
日野会長	ただいま調査委員長から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)

日野会長	質疑が無いようですので、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
日野会長	異議が無いようですので、原案どおり決定とします。 議案第1号を終わります。 日程第6 議案 第2号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
日野会長	日程第6、議案第2号、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について、事務局より提案願います。
斉藤主事	配布した差替資料をご覧ください。 議案第2号、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について決議を求めます。今月は6件です。 (議案書を朗読し提案)
日野会長	それでは決議に入りますが、本日は委員に関係する案件がありますので、委員の一時退室につきましては、議長の指示があつてからお願いいたします。
日野会長	まず、1番について、佐藤委員、補足説明があればお願いいたします。
佐藤委員	先ほどの事務局から説明のとおりで、農地のあっせんに伴う売買ですので、よろしくお願いします。
日野会長	ただいま地元委員から補足説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
日野会長	異議が無いようですので、原案どおり決定とします。 続いて、2番から5番について、佐々木委員、補足説明があればお願いいたします。
佐々木委員	先ほど事務局から説明があつたとおりですが、個人から法人を作りまして、今まで賃貸していた土地を引き継いで使うということで、よろしくお願いします。

日野会長	ただいま地元委員から補足説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
日野会長	異議が無いようですので、原案どおり決定とします。 続いて、6番の決議を行いますので、吉田委員は一時退室をお願いいたします。
日野会長	佐藤委員、補足説明があればお願いいたします。
佐藤委員	事務局の説明のとおりで、更新ということで、問題なく使われていますので、よろしくお願いします。
日野会長	ただいま地元委員から補足説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
日野会長	異議が無いようですので、原案どおり決定とします。 議案第2号を終わります。
	日程第7 議案 第3号 農地法第3条の規定による権利移動について
日野会長	日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による権利移動について、事務局より説明願います。
斉藤主事	議案書15ページをご覧ください。 議案第3号、農地法第3条の規定による権利移動について決議を求めます。今月は5件です。 (議案書を朗読し提案)
日野会長	続いて、地元委員から補足説明があればお願いいたします。 まず、1番について、佐藤委員、補足説明があればお願いいたします。

佐藤委員	先ほど議案第２号であった売買の前の売買の時に、少しだけ残っていた前所有者名義の土地がありまして、それを処分したいということで、今回引き取っていただくという案件です。
日野会長	ただいま地元委員から補足説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
日野会長	異議が無いようですので、原案どおり決定とします。 続いて、２番、３番については、地元委員の私から、補足説明します。
日野会長	２番は去年のあっせんに関する案件であり、３番についても借主は立派に経営されておりますので、よろしくお願いします。
加藤事務局長	補足ですが、２番については、あっせんは前所有者から貸主に成立しておりますが、貸主から八雲町内で苗木生産をしている借主が農地を使用するという形で、賃貸契約になります。利用集積でないのは、借主が農地所有適格法人要件を満たしていないため、農地法３条で行うものです。
日野会長	ただいま補足説明しましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
日野会長	異議が無いようですので、原案どおり決定とします。 続いて、４番、５番について、佐々木委員、補足説明があればお願いいたします。
佐々木委員	先ほど事務局が言ったとおりですが、貸主の土地を借主の法人が引き受けたということで、よろしくお願いします。
日野会長	ただいま地元委員から補足説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。

	(質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、原案どおり決定することに異議ございませんか。
	(異議無しの声あり)
日野会長	異議が無いようですので、原案どおり決定とします。
加藤事務局長	農地利用集積と農地法 3 条はよく出てきますが、皆様ご存じのとおり、農業経営基盤強化促進法で行う利用集積と農地法 3 条による利用権設定、所有権設定を行う場合の違いが、どうなっているかということ、所有者と借主の合意形成が、どう出来ているかによります。 利用集積を事務局でも推奨しますが、よくあるのは抵当権が解除出来ていない土地だった、相続した土地の登記は義務化になりましたが、そういう手続きが終わっていない土地だった等、色々なケースがあります。また、大きく違うのは、利用集積は期限が設けられておりますが、農地法は中身については議事事項となっておりますので、このように設定されましたという議案になっています。 農地法 3 条でよくトラブルになるのは、利用集積の方は期限がくると自動解約と言う形で更新が必要になりますが、農地法 3 条は期限が設定されていても、双方の合意形成がなければ解約になりません。それほど強い効力になっておりますので、トラブルにならないように丁寧に説明するようにしておりますが、そういうこともご理解していただいた上で申請してもらっているという部分も委員の皆様にもお含みいただきたいと思います。 また、相続権案件で、先代が契約した 3 条の契約がそのまま生きていて、相続人が財産処分しようとした時に双方の合意解約と手続きが取れず、トラブル案件になるということもたまにある話ですので、このあたりもご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。
田中職務代理	利用集積と農地法 3 条では、どちらも中間管理機構を通るのですか。
加藤事務局長	3 条は通りません。
田中職務代理	去年制度が変更になったのは。
斉藤主事	先にあった学校法人の案件だと、今までは利用集積でしたが、今回から 3 条で 1 年契約になったのは、学校法人は利用集積が使えないとなったためです。また、3 条は相対で直接お金を支払いますが、公社を通す方は公社に 1 回お金を払って、公社が地権者に支払うので、その辺りも違います。

田中職務代理	農地バンク通すと、手数料を取られますか。
斉藤主事	今は取られません。過去は取られていましたが、令和 7 年 4 月以降の賃貸は取られません。
加藤事務局長	農業経営基盤強化促進法で行っている利用集積の方は、色々な事業に乗りやすいですし、メリットもありますが、先ほど言ったとおり、事情があり農地法 3 条しか乗れない場合は、今までと変わらない 3 条での契約になります。個人の財産に対して、合意解約でしか解約出来ない、すごく強い法律になりますので、その件でのトラブルも数年に 1 回あります。
日野会長	よろしいでしょうか。 議案第 3 号を終わります。
	日程第 8 協議 第 1 号 農地移動適正化あっせんの申出について
日野会長	日程第 8、協議第 1 号、農地移動適正化あっせんの申出について、事務局より説明願います。
斉藤主事	配布した差替資料をご覧ください。 協議第 1 号、農地移動適正化あっせんの申出について協議を求めます。今月は 1 件です。 (議案書を朗読し提案)
日野会長	ただ今事務局から説明がございましたが、この件について何か質疑はございませんか。 (質疑無しの声あり)
日野会長	質疑が無いようですので、本件は原案どおりといたします。 あっせん委員の指名について、事務局案をお願いいたします。
斉藤主事	あっせん委員は、佐藤委員、吉田委員、日野委員、控えとして安藤委員の指名を提案します。
日野会長	只今の事務局案に、異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
日野会長	それでは、あっせん委員会の日程が決まりましたら、対応をお願いいたします。 協議第 1 号を終わります。

日野会長 高松主任 日野会長 日野会長 日野会長	日程第 9 報告 日程第 9、報告について事務局より報告願います。 議案書 19 ページをご覧ください。 (議案書を朗読して報告) ただ今事務局から報告がありましたが、この件について何か質問はございませんか。 (質疑無しの声あり) 質疑が無いようですので、報告を終わります。 以上で、本日付議されました案件、すべて終了いたしました。 これをもちまして、第 32 回八雲町農業委員会総会を閉会いたします。
	以上のとおり議事録を作成する。 令和 8 年 6 月 30 日 議 長 八雲町農業委員会 会長 日野 昭 議事録署名委員 吉田 英明 議事録署名委員 田中 勉